## 適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ 収	受印 \																			[1.	/2]
令和	年	月	日	申	住所(法本主の	「 又 の 店 。 所	又 事 務 在	所)は所地	(〒 <b>7</b> : ❷ (法人) <b>広島</b> ī	の場合の	のみ公ま					番号	082	_	509	9 –	- 21:	31 )
				書	納	フリ . 税	ガ ナ )	地	(〒 <b>7</b> : 広島i			<u>′</u> 1 ) [二丁]	∄1:			番号	082		509	a –	- 21:	<b>31</b> )
請 (電話番号 082												<u>,                                      </u>	210	<u> </u>								
				者	(フリガナ) (法人の場合			· )	7/クダ テツヤ 福田 哲也													
_ 広	島西	_ 税務	署長殿		法	表 者  人 	氏 番	名号	1	2	4	0	0	0	2	0	2		4	6	2	5
この申請書に記載した次の事項(⑧ 印欄)は、適格請求書発行事業者登録簿に登載されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。 1 申請者の氏名又は名称 2 法人(人格のない社団等を除く。)にあっては、本店又は主たる事務所の所在地なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。																						
	Z成28 《 当	とおり 年法律 該申請 令和 5	建第15 計書は、	号) 、所	第 5 条 得 税 法	<b>♠</b> の規 ⋮等の・	定によ 一部を	るこ	改正後 Eする	の消 法律	費稅	法第!	57条	の 2	第 2	項の	規定	によ	: り月	申請し	」ま `	す。
		₹3月3 は、原貝			和 5 年	€10月	1月に	登鉤	まされ!	ます。												
事	業	者	区	分	※ 次	葉「登	:を提出 録要件の 認」欄。	の確認	Z 課 認	税事	業者 して <sup>ぐ</sup>	: ださv	`。ま	た、ま	□ ● 税事	免税業者に	記事業 に該当	美者 する	場合			
判定に 合 この かっ	より 計和 5 <sup>4</sup> 請書を ったこ。	月31日 果税事業 平6月30 - 提出つ と と よ、その	き者とな 0日) ま ることだ な困難な	よる場とででま は事情																		
税	理	士	署	名	T1/ T	生法 <i>人</i> 里士	、長名	3川名	会計						(電話:	番号	082	_	27	2 –	- 580	68 )
	整理番号				部門 番号		申言	清年	月日			年	月	月	通	信	年	月		印刷和	2	
- 32	一 入 力	処 理	T <sub>1</sub>	年	月	日	番号確認				才元 在認	□ 済□ 未	済	確認 書類	個人番		-ド/通   	知力-	- ド・道 	<b>基転免</b> 書	証 ) 	

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
  - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
  - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

## この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

			氏名又は名称 <b>有限会社 CARE</b>											
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。													
免	□ 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号) 附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。													
税	/m 1 35 17		 I		1									
事	個 人 番 号													
業	事生年月日(個業)					事	業 年	三 度	l	J				
     者	一 <sup>未</sup>   人 ) 又 は 設 立     内   年月日 (法人)	年	月	日	のみ記載	\/ <del>2=+</del>			至	J				
	容					<u>貸</u>	本	<u>金</u>				円		
の	等事業内容					課	税	期	間	の	初日	1		
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者													
認														
							1							
登	登 課税事業者です。													
録	<ul><li>※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ</li></ul>													
要	· V'o													
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)  ☑ はい □ いいえ													
確	(「VV\」の勿口は、仄の真間に 0名				<del></del>			······································						
認	- その執行を終わり、又は執行を受ける - います。 -	ことがフ	なくなった	た日から2	年を紹	経過し	て		はい		いいえ	-		
参														
考														
事														
項														
<sup>*</sup> 現 														